

介護老人保健施設津山ナーシングホーム 入所利用重要事項説明書

(令和5年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 津山ナーシングホーム
・開所年月日	平成8年11月1日
・所在地	岡山県津山市野介代1656-1
・電話番号	0868-31-7111
・ファックス番号	0868-31-1780
・設置主体	社会福祉法人 日本原荘

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設津山ナーシングホームの運営方針]

- 1、当施設は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理の下における看護、介護、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2、当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。
- 3、当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）その他、保健医療サービス並びに福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次の通りです。

① 管理者	1人
② 医師	1人以上
③ 看護職員	8. 8人以上
④ 介護職員	22人以上
⑤ 支援相談員	2人以上
⑥ 理学療法士・作業療法士	3人以上
⑦ 管理栄養士・栄養士	2人以上
⑧ 支援専門員	1人以上
⑨ 調理員	4人以上
⑩ 事務員	1人以上



(4) 入所定員及び居室の形態 (92床)

棟の種類	定員 (短期入所含)	対象者	居室の形態
認知症専門棟	50	基本的に自立歩行で 中・重度の認知症のある 方 (認知症ランクⅢ以上)	多床室 12、個室 5
身体虚弱棟	42	軽度の認知症のある方 車イス使用者など	多床室 9、従来型個室 6

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案、作成、交付、実施
- ② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 7時45分～
昼食 12時00分～
夕食 17時20分～
- ③ 入浴
(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は週に最低2回ご利用していただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護 (褥瘡が発生しないように適切に対応します。)
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ リハビリテーション実施計画の作成・実施
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 理美容サービス (外部業者に委託)
- ⑪ 行政手続の援助
- ⑫ その他



3. 在宅復帰に向けた援助

3月毎に各サービス計画の見直しと同時に、「在宅生活の可否」について検討します。在宅生活が可能と判断された場合は、退所に向けての援助を行います。

4. 協力医療機関等

- ・協力医療機関
 - ①財団法人 津山慈風会
総合病院 津山中央病院
津山市川崎1756
 - ②財団法人 江原積善会
積善病院
津山市一方140
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 あさひ歯科クリニック
 - ・住所 津山市高野本郷2435-1

介護老人保健施設入所中の医療機関受診(入院)について

○介護老人保健施設における医療

標準的な医療行為は入所中の介護老人保健施設が担当し、より専門的な診療は、協力病院や協力歯科医療機関等との連携の下、施設からの依頼により行われることとなっています。

○いままでの「かかりつけ医」との関係

いままでの「かかりつけ医」の先生との関係は、入所中は“お休み”です。必要時には施設よりご依頼いたします。

法令上、「かかりつけ医は、入所中の方に“依頼状なし”に診療・検査・投薬・処方箋の交付をしてはならない」こととなっています。

○外出・外泊時の医療機関受診の注意点

法令上、外出・外泊時も「治療等は入所施設の管理」です。

外出・外泊時でも、一般の医療機関受診には施設からの依頼状が必要です。

※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

○受診・入院について

・受診の必要がある場合は、基本的に施設職員（看護師）が付き添います。

家族の方につきましても、ご利用者本人の病状把握の観点からできる限りの付き添いをお願いいたします。

・入院治療が必要となった場合は、介護老人保健施設を“退所”となります。



津山ナーシングホームの入所までの流れ



初回ご利用の相談



施設の概要を説明し、利用される方の病状や生活の様子、ご家族の意向をお尋ねします。介護老人保健施設の利用が適切だと思われる方には申込み書類をお渡しします。以下の場合については他施設を紹介させていただく場合があります。

- 医療機関での治療継続が必要（発熱が続いている、食事が取れない、定期的な注射、検査が必要等）
- 病状は安定しているが、ご本人に必要な医療行為、医療管理が当施設では十分に実施できないと判断される方。
- 現状でも在宅介護が可能と判断される方。

申し込みの受付

利用希望調査票と介護保険証のコピーを提出してください。



待 機

入所目的（在宅復帰やリハビリの必要性）や本人および家族の状況等により優先順位を決めさせていただきます。

定期的に待機中の状況を確認させていただきますが、他施設入所が決まった場合などはご連絡ください。

診療情報提供書の提出

訪問面接の前には診療情報提供書作成の依頼をさせていただきます。かかりつけの医療機関にて作成してください。

面 接

ご自宅や入院先の病院、利用中の介護保険事業所へ訪問させていただき、病状や生活の様子などをお尋ねします。

入所判定会議

提出していただいた書類と面談の様子を踏まえ、ご利用が可能かどうか「入所判定会議」を行います。病状は安定しているが、ご本人様に必要な医療行為や医療管理が十分に実施できない場合にはご利用をお断りする場合もあるのでご了承ください。

入所待機状態

入所判定会議にて「入所可」の判定の方は入所待機者として順番待ちの状態になります。

入所契約

ベッドに空きができ次第、入所についての具体的な相談をさせていただきます。事前に契約書の説明をいたします。（郵送の場合もあり。）

☆ご利用開始となります。